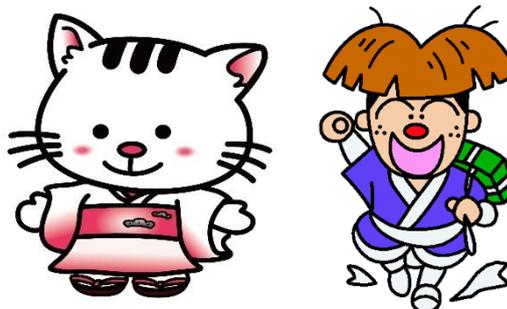


わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会

設立総会・第1回総会



日時：令和4年7月22日 午後1時30分
場所：湖南省甲西文化ホール

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



キャッフィー

目 次

設立総会

【説明事項】

- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要 3
- ・ 湖南省開催競技および開催予定施設 6
- ・ 開催準備経過 7
- ・ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開催に向けたスケジュール 10
- ・ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会組織図 11

【報告事項】

- 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
湖南省準備委員会設立趣意書 12

【議事】

- 第 1 号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則（案） 13
- 第 2 号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会
役員および委員（案） 18

第 1 回総会

【議事】

- 第 1 号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省開催基本方針（案） 23
- 第 2 号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会
令和 4 年度事業計画（案） 24
- 第 3 号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会総会から
常任委員会への委任事項（案） 26

【報告事項】

- ・ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会事務局規程 27

設 立 総 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

湖南省実行委員会設立総会 次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 説明事項
 - ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要
 - ・湖南省開催競技および開催予定施設
 - ・開催準備経過
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開催に向けたスケジュール
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会組織図
- 4 報告事項
 - ・第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
湖南省準備委員会設立趣意書
- 5 仮議長選出
- 6 議事
 - 第 1 号議案
 - わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則（案）
 - 第 2 号議案
 - わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会
役員および委員（案）
- 7 閉会

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1. 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会、国体）は、昭和21年（1946年）に京都府を中心とした京阪神地区で開始され、以降、都道府県持ち回りの開催となり、広く国民の間に普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。滋賀県では、昭和56年（1981年）の「びわこ国体」以来、2度目の開催となります。

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。昭和40年（1965年）から身体に障がいのある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年（1992年）から知的に障がいのある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年（2001年）から国体終了後に、国体と同じ開催地で開催されている大会です。

2. 大会名称等

(1) 大会名称 第79回国民スポーツ大会（※）・第24回全国障害者スポーツ大会

※令和6年（2024年）大会からの名称。現在は「国民体育大会」「国体」

(2) 大会愛称・スローガン・マスコット

大会愛称：わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

スローガン：湖国の感動 未来へつなぐ

マスコット：キャッフィー、チャッフィー



(3) 開催年 令和7年（2025年）

【参考】令和2年：鹿児島国体（延期）

令和3年：三重国体（中止）

令和4年：栃木国体

令和5年：鹿児島国体（特別大会）

令和6年：佐賀国スポ

3. 主 催

【国民スポーツ大会】

大 会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各競技会：上記に日本スポーツ協会加盟競技団体・会場地市町村が加わる

【全国障害者スポーツ大会】

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町、
その他関係団体

4. 開催時期

【国民スポーツ大会】

- ・大会開催時期：令和7年9月28日（日）～10月8日（水）
- ・大会開催期間：11日間
- ・剣道：令和7年9月29日（月）～10月1日（水）

【全国障害者スポーツ大会】

- ・大会開催時期：原則として国民スポーツ大会の直後
- ・大会開催期間：3日間 令和4年8月頃開催時期決定（予定）

5. 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

（1）正式競技：37競技

① 毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、
バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンド
ボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、
柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、**剣道**、ラグビーフ
ットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、
なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

② 隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレー射撃（第79回大会ではボクシングを実施）

（2）特別競技：1競技

高等学校野球（硬式・軟式）

（3）公開競技：7競技

競技の普及及び国民へのスポーツ推進の観点から実施されます。

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、

バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、キンボール 等

【全国障害者スポーツ大会】

(1) 正式競技：14競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技：3競技

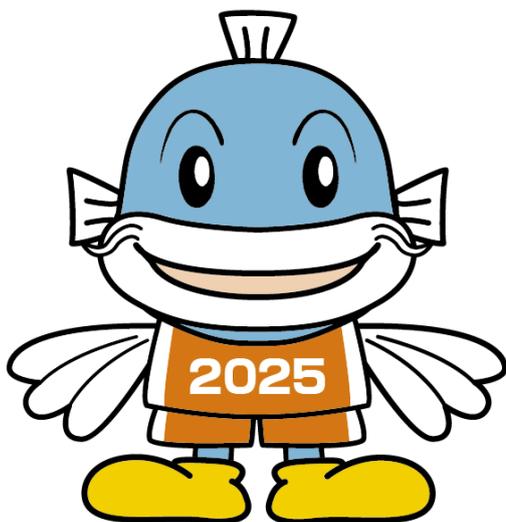
広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、主催者間で協議の上、決定されます。

知的障害者バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール

マスコット

琵琶湖の固有種である「ピワコオオナマス」をモチーフにしたキャラクターです。

「キャッピー」と「チャッピー」の愛称を合わせると「キャッチ」になり、「人の心をキャッチする」という意味が込められています。



キャッピー



チャッピー

湖南省開催競技および開催予定施設

【国民スポーツ大会】

正式競技

競技	種別	会場予定施設
剣道	全種目 〔 成年男子・成年女子 〕 〔 少年男子・少年女子 〕	湖南省総合体育館

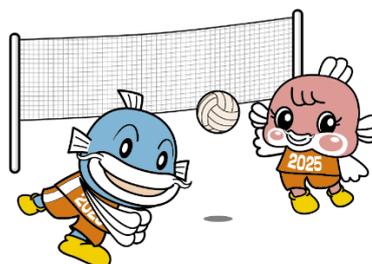
デモンストレーションスポーツ

競技	種別	会場予定施設
キンボールスポーツ レクリエーション	—	湖南省総合体育館

【全国障害者スポーツ大会】

正式競技

競技	種別	会場予定施設
バレーボール	知的	湖南省総合体育館



開催準備経過

年 月 日	経 過 概 要
平成25年 2月14日	県知事が県議会（平成25年2月定例会）の提案説明において、第79回国民体育大会を招致したい旨を表明
平成25年 3月22日	県議会（平成25年2月定例会）において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成25年 4月11日	滋賀県、滋賀県教育委員会及び公益財団法人滋賀県体育協会会長から文部科学大臣および公益財団法人日本体育協会会長に対し、「第79回国民体育大会開催要望書」を提出
平成25年 7月24日	公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
平成25年10月31日	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立総会・第1回総会および第1回常任委員会開催
平成26年 5月26日	第1回国体開催準備市町担当者連絡会開催 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第2回常任委員会および第2回総会開催 主会場【総合開・閉会式、陸上競技】を彦根総合運動場に決定
平成26年11月20日	第2回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成27年 4月24日	第3回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成27年 8月31日	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第3回常任委員会および第3回総会開催 国体 正式競技会場地市町第一次内定【剣道】
平成27年12月25日	第4回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成28年 8月 3日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第4回常任委員会および第4回総会開催
平成28年12月21日	第5回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 3月17日	第6回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 6月13日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回広報・県民運動専門委員会において【両大会のマスコットキャラクター「キャプフィー・チャップフィー」が決定】
平成29年 7月11日	第7回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 7月31日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第5回常任委員会および第5回総会開催
平成30年 1月18日	第8回国体開催準備市町担当者連絡会開催
22日	※2日に分けて開催
平成30年 3月19日	第9回国体開催準備市町担当者連絡会開催

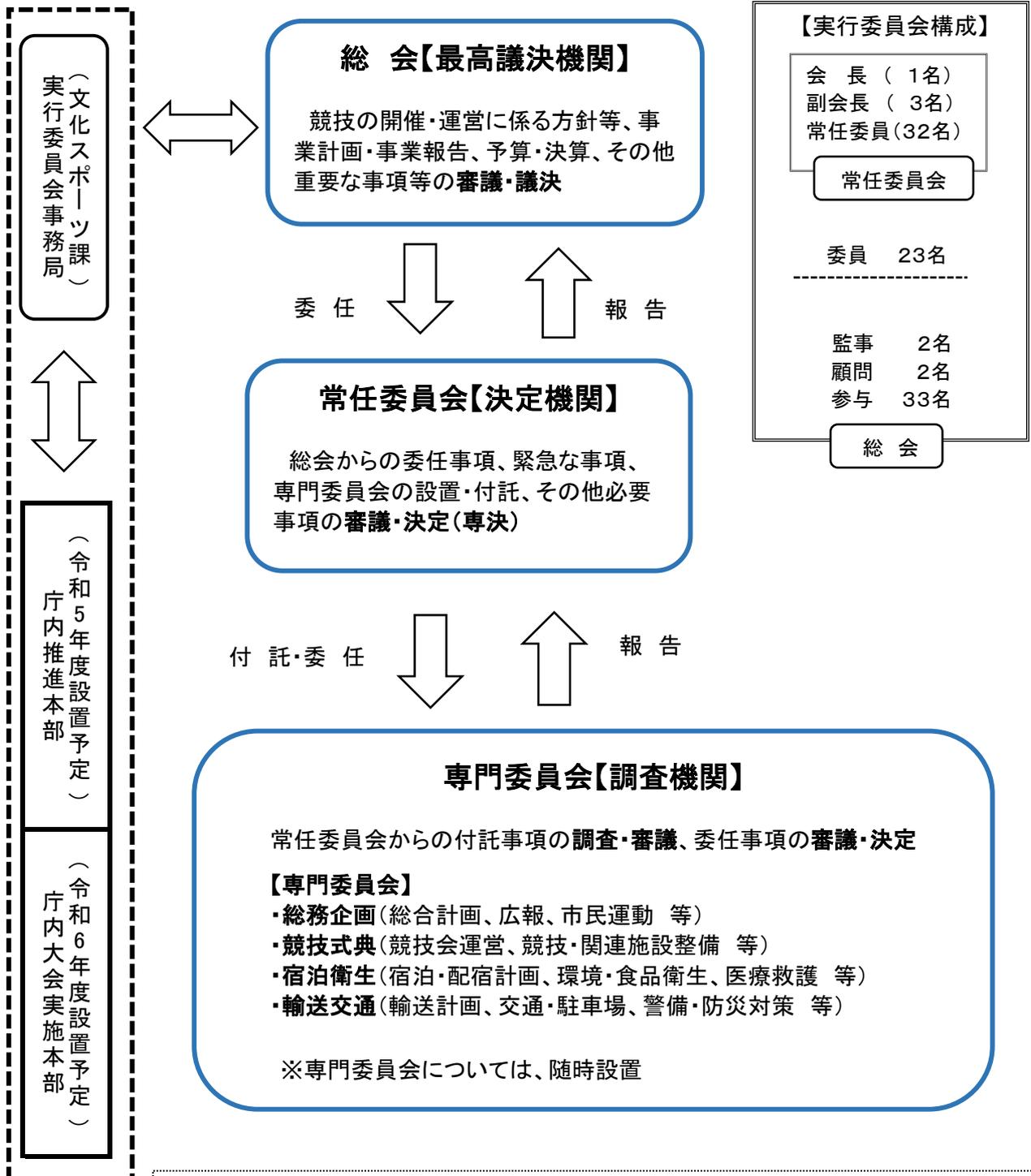
平成30年 5月21日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第6回常任委員会および第6回総会開催
平成30年 6月14日	公益財団法人日本スポーツ協会平成30年度第1回国民体育大会委員会において、第78回大会以降【大会名称は「国民スポーツ大会」、略称は「国スポ（こくすぽ）」】とすることを承認
平成30年 6月29日	第10回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年 9月27日	第11回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年11月30日	第12回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成31年 1月15日	中央競技団体正規視察【剣道】実施
平成31年 2月12日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第13回広報・県民運動専門委員会において【両大会の愛称「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」およびスローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」が決定】
令和元年 5月 9日	第13回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和元年 5月17日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回常任委員会および第7回総会開催
	障スポ 正式競技会場地市町第一次内定【バレーボール（知）】
令和元年 6月 3日	滋賀県が公益財団法人日本スポーツ協会および文部科学省に対し、開催申請書を提出
令和元年 6月 6日	第14回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和元年 7月17日	公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地を滋賀県に内定
令和元年 9月 6日	第15回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和元年11月22日	第16回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和2年 5月14日	第17回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催（書面開催）
令和2年 6月 1日	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第8回常任委員会および第8回総会開催（書面開催）
令和2年 6月17日	第18回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和2年 9月 4日	第19回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和7年（2025年）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催地を滋賀県に内定
令和2年10月 8日	第20回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和2年11月20日	第21回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和3年 1月27日	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀開催準備委員会第9回常任委員会開催
令和3年 3月22日	デモンストレーションスポーツ実施競技および会場地市町第二次内定【キンボール】

令和3年 4月30日	第22回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和3年 6月18日	第23回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和3年 8月 3日	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第10回常任委員会および第9回総会開催
令和3年 9月13日	第24回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和3年12月24日	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会湖南市準備委員会設立発起人会開催
令和4年 1月27日	第25回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和4年 3月17日	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第11回常任委員会開催（書面開催）
令和4年 4月 1日	総合政策部文化スポーツ課国スポ・障スポ大会準備室設置（教育委員会部局から市長部局へ移管）
令和4年 4月27日	第26回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和4年 6月29日	第27回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和4年 7月14日	令和7年（2025年）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催地を滋賀県に決定。
令和4年 7月22日	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会設立総会・第1回総会開催

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	湖南市準備組織	市	
平成25年度 (2013年) 【12年前】 東京都	開催要望書提出(県) ↓ 開催内々定			
平成26年度 (2014年) 【11年前】 長崎県	競技会場 地選定			
平成27年度 (2015年) 【10年前】 和歌山県			国スポ 剣道(全種目) <内定> H27.8.31	
平成30年度 (2018年) 【7年前】 福井県			中央競技団 体正規視察	
令和元年度 (2019年) 【6年前】 茨城県		開催内定		障スポ バレーボール(知) <内定> R1.5.17
令和2年度 (2020年) 【5年前】 鹿児島県		滋賀国スポ・障スポ 1年延期内定		デモンストレーションスポーツ キンボールスポーツレクリエーション <内定> R3.3.22
令和3年度 (2021年) 【4年前】 三重県		会場地総合視察(日スポ協・文科省)	設立発起人会 ↓	
令和4年度 (2022年) 【3年前】 栃木県		開催・会期決定	実行委員会設立(実行委員会事務局)	文化スポーツ課 国スポ・障スポ大会準備室設置
令和5年度 (2023年) 【2年前】 鹿児島県		専門委員会設置 常任委員会 各専門委員会	(仮称) 庁内推進本部設置	
令和6年度 (2024年) 【1年前】 佐賀県		総会 常任委員会 各専門委員会 随時開催	大会実施 本部設置	
		リハーサル大会(国スポ)		
		リハーサル大会(障スポ)		
令和7年度 (2025年) 【開催年】 滋賀県		第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催		
		実行委員会解散		

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会組織図



〔国民体育大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 湖南省準備委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に開催されます。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

近年、少子・高齢化、高度情報化の進行など社会環境の変化に伴い、スポーツを取り巻く環境も変化してきており、スポーツが持つ力に大きな期待が寄せられています。

今回、令和 7 年（2025 年）に開催される国内最大の祭典である本大会が、滋賀県、そして本市において開催されることは、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、本市のスポーツ振興や地域活性化にとって大変意義深いものです。

この大会を成功させるためには、広く市民の皆様のご理解とご協力をいただくとともに、多くの関係者のご支援・ご協力を得ながら、市民と行政が一体となって開催準備に取り組む必要があります。

つきましては、ここに「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会湖南省準備委員会」を設立し、その準備に万全を期するものであります。

令和 3 年 12 月 24 日

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

湖南省準備委員会設立発起人

湖南省長 生 田 邦 夫

湖南省議会議長 菅 沼 利 紀

湖南省スポーツ協会会長 高 橋 久 夫

湖南省教育委員会教育長 松 浦 加代子

【第1号議案】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、湖南省で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6）その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）市を代表する者
- （2）市議会議員
- （3）関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）常任委員 35名以内
- （4）監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、湖南省長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成された時までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 9 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集できないと認めるときは、議決を要する事項および議決日をあらかじめ通知し、書面により表決する方法によりこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日とし、当該書面の提出があった者を出席者とみなす。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置、専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の承認を得て、湖南省に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年7月22日から施行する。

(書面又は電磁的記録による同意)

2 第11条、第12条及び第13条において会長が、会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

【第2号議案】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会 役員および委員（案）

（順不同・敬称略）

【会長：1名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	湖南市長	市長	生田 邦夫

【副会長：3名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	湖南市議会	議長	堀田 繁樹
2	スポーツ関係	湖南市スポーツ協会	会長	高橋 久夫
3	市関係	湖南市教育委員会	教育長	松浦 加代子

【常任委員：32名】

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名	役職	氏名
1	競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	会長	中野 正堂
2	競技団体	湖南市剣道連盟	会長	奥村 展三
3	競技団体	滋賀県バレーボール協会	会長	藤井 重機
4	スポーツ関係	湖南市スポーツ協会	副会長	福島 康男
5	スポーツ関係	湖南市スポーツ推進委員会	委員長	谷口 康浩
6	スポーツ関係	湖南市ちよいスポクラブ	会長	九條 親道
7	スポーツ関係	滋賀県高等学校体育連盟 剣道専門部	部長	平野 宏文
8	市民団体・各種団体	湖南市地域代表者会	会長	山中 邦夫
9	医療・福祉関係	社会福祉法人湖南市社会福祉協議会	会長	市川 徹二
10	教育・学校関係	湖南市小学校長会	会長	山中 孝悦
11	教育・学校関係	湖南市中学校長会	会長	安井 清克
12	産業・経済関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部	支部長	林 初広
13	産業・経済関係	甲賀農業協同組合	代表理事組合長	池村 正
14	産業・経済関係	湖南市商工会	会長	上西 保
15	産業・経済関係	湖南市工業会	会長	園田 英次
16	産業・経済関係	公益社団法人湖南工業団地協会	会長	中作 佳正
17	産業・経済関係	一般社団法人湖南市観光協会	会長	中澤 実仟盛
18	輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明
19	警備・消防	滋賀県警察本部甲賀警察署	署長	瀧岡 英典
20	警備・消防	甲賀広域行政組合消防本部	消防長	本田 修二
21	県関係	甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）	所長	小林 靖英
22	県関係	滋賀県甲賀土木事務所	所長	奥山 善之
23	会場関係	三幸株式会社 名古屋支店	常務執行役員支店長	土屋 幸成
24	市関係	湖南市議会事務局	局長	西田 章彦
25	市関係	湖南市総合政策部	部長	山元 幸彦
26	市関係	湖南市総務部	部長	西岡 嘉幸
27	市関係	湖南市健康福祉部	部長	橋本 弘三
28	市関係	湖南市健康福祉部	理事	服部 昌美

29	市関係	湖南省都市建設部	部長	竹内 範行
30	市関係	湖南省都市建設部	理事	奥村 裕
31	市関係	湖南省環境經濟部	部長	加藤 良次
32	市関係	湖南省教育部	部長	井上 勝

【委員：23名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	副会長	重松 隆
2	競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	専務理事	乙須 純一
3	競技団体	湖南省剣道連盟	理事長	井波 祐之
4	スポーツ関係	湖南省スポーツ少年団	本部長	園田 徳治
5	市民団体・各種団体	水口ライオンズクラブ	会長	木村 毅
6	市民団体・各種団体	湖南ロータリークラブ	会長	小森 茂樹
7	市民団体・各種団体	公益社団法人水口青年会議所	理事長	松尾 幸治
8	市民団体・各種団体	公益社団法人湖南省シルバー人材センター	理事長	高田 薫
9	市民団体・各種団体	湖南省青少年育成市民会議	会長	井上 明保
10	市民団体・各種団体	ボーイスカウト湖南第1団	団委員長	加藤 明博
11	市民団体・各種団体	ガールスカウト滋賀県第36団	団委員長	林 ゆき
12	医療・福祉関係	湖南省健康推進員協議会	会長	横山 沙智世
13	医療・福祉関係	湖南省甲西赤十字奉仕団	委員長	吉野 昌也
14	医療・福祉関係	湖南省石部赤十字奉仕団	委員長	内堀 ちず
15	医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南医師会	副会長	星山 俊潤
16	医療・福祉関係	甲賀湖南歯科医師会	会長	富山 佳寿人
17	医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南薬剤師会	会長	古川 芳典
18	医療・福祉関係	甲賀食品衛生協会	会長	平岡 孝
19	交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	田畑 太郎
20	交通・インフラ関係	甲賀湖南交通安全協会	会長	田中 庄吾
21	交通・インフラ関係	西日本旅客鉄道株式会社草津駅	駅長	高見 重光
22	交通・インフラ関係	日本郵便株式会社甲西郵便局	局長	前田 収
23	警備・消防	湖南省消防団	団長	吉田 真二

【監事：2名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	湖南省監査委員	代表監査委員	渡邊 悦夫
2	市関係	湖南省会計管理者	会計管理者	岸村 守

【顧問：2名】

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名	役職	氏名
1	県議会議員	滋賀県議会議員	議員	塚本 茂樹
2	県議会議員	滋賀県議会議員	議員	菅沼 利紀

【参与33名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	湖南省議会議員	副議長	上野 顕介
2	市議会関係	湖南省議会議員	議員	森 淳

3	市議会関係	湖南省議会議員	議員	赤祖父 裕美
4	市議会関係	湖南省議会議員	議員	望月 卓
5	市議会関係	湖南省議会議員	議員	松原 栄樹
6	市議会関係	湖南省議会議員	議員	松井 圭子
7	市議会関係	湖南省議会議員	議員	加藤 貞一郎
8	市議会関係	湖南省議会議員	議員	藤川 みゆき
9	市議会関係	湖南省議会議員	議員	大島 正秀
10	市議会関係	湖南省議会議員	議員	細川 ゆかり
11	市議会関係	湖南省議会議員	議員	奥村 幹郎
12	市議会関係	湖南省議会議員	議員	中土 翔太
13	市議会関係	湖南省議会議員	議員	永田 誠治
14	市議会関係	湖南省議会議員	議員	副田 悦子
15	市議会関係	湖南省議会議員	議員	柴田 栄一
16	市議会関係	湖南省議会議員	議員	川波 忠臣
17	市関係	湖南省教育委員会	教育長職務代理者	伊藤 真昭
18	市関係	湖南省教育委員会	教育委員	岩城 見一
19	市関係	湖南省教育委員会	教育委員	古川 美智子
20	市関係	湖南省教育委員会	教育委員	平松 彩
21	報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局	総局長	平岡 和幸
22	報道関係	日本放送協会大津放送局	局長	手島 一宏
23	報道関係	株式会社京都新聞社甲賀支局	支局長	立川 真悟
24	報道関係	一般社団法人共同通信社大津支局	支局長	福富 正秀
25	報道関係	株式会社産経新聞社大津支局	支局長	野瀬 吉信
26	報道関係	株式会社中日新聞社大津支局	支局長	原 誠司
27	報道関係	びわ湖放送株式会社	取締役放送管理局長	松本 圭司
28	報道関係	株式会社毎日新聞社大津支局	支局長	村元 展也
29	報道関係	株式会社読売新聞社大津支局	支局長	祝迫 博
30	報道関係	株式会社時事通信社大津支局	支局長	藤井 忠彦
31	報道関係	株式会社滋賀報知新聞社	代表取締役社長	富田 正敏
32	報道関係	株式会社ZTV滋賀放送局	取締役放送局長	楠橋 康博
33	報道関係	株式会社エフエム滋賀	編成制作部部長	糸井 孝実

第 1 回 総 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

湖南省実行委員会第 1 回総会 次第

- 1 開会
- 2 議事
 - 第 1 号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省開催基本方針
 - 第 2 号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会令和 4 年度事業計画（案）
 - 第 3 号議案
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会総会から常任委員会への委任事項（案）
- 3 報告事項
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会事務局規程
- 4 閉会

【第 1 号議案】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南省開催基本方針（案）

1 基本方針

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ）は、市民・各種関係機関・団体、行政が協働で大会運営を行い、スポーツの普及や健康増進を年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

また大会を契機として、すべての市民がスポーツへの関心・湖南省の魅力再発見に繋げ本市が掲げる将来像「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろうきらめき湖南」の実現を目指します。

2 実施目標

（1）スポーツで湖南を元気にする大会

市民が大会に「参加する（する）」「応援する（観る）」「協力する（支える）」といったあらゆる場面で関わりを持つことで、生涯スポーツの普及・振興を図り、健康増進や体力向上への関心を高め、行動につながるきっかけとなる大会を目指します。

（2）市民総参加で地域の絆を深める大会

大会の情報発信や啓発活動を行い、市民の参加意識の高揚を図り市民総参加のもと地域の絆を深める大会を目指します。

（3）湖南の魅力を全国に発信する大会

湖南の豊かな自然や観光、文化など魅力ある地域資源を活用し、選手・関係者等をおもてなしの心を持って温かくお迎えするとともに、湖南の多彩な魅力を全国に発信し地域経済の活性化に結びつく大会を目指します。

（4）すべての人が支え合う湖南を目指す大会

障がいのある人が主体的に大会に参画することや障がいのある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて「だれもが自分らしく、ともに生きるまち湖南省」の実現を可能にする大会を目指します。

（5）湖南の特色を生かし、創意工夫を凝らした大会

既存施設の有効活用やボランティアスタッフの積極的活用など大会運営の簡素化・効率化を徹底し、開催経費の低減に努めつつ湖南省らしい魅力あふれる大会を目指します。

【第2号議案】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会 令和4年度事業計画（案）

1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会（総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通・警備）＜随時＞

2 開催準備業務の推進

(1) 総務企画

- ・開催推進総合計画の策定、遂行管理
- ・広報基本計画、市民運動基本計画の策定
- ・歓迎・おもてなし基本計画の検討、策定
- ・花いっぱい運動、運営ボランティアにかかる検討
- ・企業協賛取扱の検討
- ・広報啓発活動の実施
- ・ホームページの開設

(2) 競技式典

- ・競技運営基本計画の策定
- ・競技日程・組合せ表作成に向けた検討
- ・施設整備基本計画の策定
- ・競技用具整備計画の策定
- ・競技役員等編成計画の策定
- ・リハーサル大会開催実施計画の策定

(3) 宿泊衛生

- ・宿泊基本計画の策定
- ・医事・衛生基本計画の策定

(4) 輸送交通・警備

- ・輸送・交通基本計画の策定
- ・警備・消防基本計画の策定

3 関係機関・団体及び競技団体との連絡調整

- (1) 滋賀県開催準備委員会との連絡調整
- (2) 競技団体との連絡調整
- (3) その他関係機関・団体との連絡調整

4 開催地の準備状況等の調査および研究

- (1) 「いちご一会とちぎ国体」の視察
 - ・湖南省開催競技を中心に視察

5 その他開催準備業務の推進

【第 3 号議案】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項（案）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 財務、広報、市民協働及び歓迎・おもてなしに関すること。
- 3 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 4 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南省実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、湖南省総合政策部文化スポーツ課内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1の通りとする。

(職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる湖南省職員をもって充てる。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じ、非常勤職員および臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、湖南省職員の服務に関する規程（平成16年湖南省訓令第28号）の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 総会および常任委員会の招集に関すること。

- (2) 総会および常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員及び役員（以下「委員等」という。）の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他特に重要または異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国障湖委」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 決裁文書には、次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長
- (3) 事務局長次長の専決を受けるもの 次長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編集し、保存しなければならない。

- 2 会則第19条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を湖南省へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、湖南省事務処理規程（平成16年湖南省訓令第6号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、湖南省公印規則（平成16年湖南省規則第9号）の例による。

第5章 財務

(旅費等)

第14条 職員の旅費の支給については、湖南省職員旅費支給条例（平成16年湖南省条例第56号）の例による。

- 2 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の支給については、湖南省特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第48号）の例による。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

(予算)

第15条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第16条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第17条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(準用)

第18条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、湖南省予算規則（平成16年湖南省規則第45号）、湖南省契約規則（平成16年湖南省規則第49号）及び湖南省会計規則（平成16年湖南省規則第46号）の例による。

第6章 補則

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年7月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務	
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。	

別表第2（第4条関係）

事務局長	総合政策部長
事務局次長	国スポ・障スポ大会準備室長
事務局職員	国スポ・障スポ大会準備室職員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 事務の処理要領、手続等の決定に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(3) 職員の服務に関すること。	事務局次長の服務に関すること	その他の職員の服務に関すること。
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行命令に関すること。	実行委員会の委員等	
(6) 予算の執行に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(7) その他	重要なもの	軽易なもの

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第5（第13条関係）

公印に表示する文字	形状	寸法	書体	用途
わた SHIGA 輝く国スポ・障 スポ湖南市実行委員会会長之 印	正方形	21 ミリ メートル	てん書	会長名をもって する文書

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ イメージソング シャイン！！

作詞・作曲：yokko 編曲：猪原もとき

扉あけて
大きく深呼吸
どんな空模様でも
素敵な1日

始まる
わたしだけのストーリー
一人一人
色とりどり
それぞれみんなが主役なんだ
最高の笑顔でさぁ行こう！

わたSHIGA輝くものをみつけてみよう
わたSHIGA輝く場所を探しにゆこう

時は巡り
カタチは変わるけど
今この時だから
出会えるものがある

広がる
みんなの夢と希望
期待に高鳴る胸の鼓動
未来へつなぐ湖国の感動
想像を行動へレッツゴー！

あなたが輝くものをみつけてみよう
あなたが輝く場所を探しにゆこう

わたSHIGA輝くものをみつけてみよう
わたSHIGA輝く場所をさがしにゆこう
あなたが輝くものをみつけてみよう
あなたが輝く場所をさがしにゆこう
みんなが輝く滋賀！！